

令和5年度

第4回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

## 第4回総会議事録

1 開催日時 令和5年7月18日(火)午前2時から午後4時

2 開催場所 ペガサート6階 プレゼンテーションルーム

3 出席委員(18人)

会長 14番 徳田 雅亮

会長職務代理者(副会長) 12番 鈴木 茂樹

委員 1番 赤堀 岳子 2番 天野 清晴 3番 内野 清己

4番 海野 光祥 5番 遠藤 公夫 6番 大石 泰子

7番 大塚 師輝 9番 勝谷ふみ代 10番 小村 寿文

11番 佐藤 操 13番 塚本 剛弘 15番 深井 暁美

16番 堀場 正明 17番 美尾 明 18番 望月 均

19番 森田 早苗

4 欠席委員 8番 小笠原 悟

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第21号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第24号 非農地証明申請について

議案第25号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について

議案第26号 令和6年度県農業施策に関する要望事項について

報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第16号 農地法第4条第1項第7号及び同法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第17号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第18号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の取消について

報告第19号 相続税納税猶予に関する適格者証明願いについて

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長 小川 雅弘、次長 遠藤 能久、次長補佐兼農政係長 長谷川 雅彦、  
副主幹 鈴木 康生、主査 望月 小夜、農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、  
主任主事 奥津 史郎、主事 大槻 すずか、農地係長 丸山 美咲、主査 大塚 透、  
主査 徳田 英臣、主任主事 前島 絵美、主任主事 戸塚 絵美

## 7 会議の概要

議 長 　　ただ今から令和5年度第4回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日は、  
8番小笠原 悟委員から欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。出席  
委員は定数に達しておりますので、総会は成立しております。静岡市農業委員会総  
会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて  
いただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 　　13番 塚本剛弘委員、15番 深井暁美委員をお願いいたします。次に委員の皆様  
のお願いがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いします。また、  
発言の際には議席番号と氏名を宣告の上、発言ください。なお議事録を作成します  
ので、発言の際はマイクを持ってから発言を始めてください。それでは、最初に議  
案第21号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

### 事務局長 **【議案第21号朗読】**

計画案は申請は2ページから4ページに記載のとおり8件でございます。内容  
につきましては担当職員からご説明いたします。

農地利用課 　　それでは、本日7月の総会で決定を得たい議案の説明をさせていただきます。  
令和5年7月24日に公告を予定している農用地利用集積計画については、農業  
経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、農  
業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めるため、ご審議をお願いする  
ものです。

今回の農用地利用集積計画(案)は2ページから4ページにありますとおりで、  
所有権移転2件と貸借契約6件です。

2ページをご覧ください。今回所有権を移転する農地の一件目は、土地改良区

の農地で面積が合計 2,876 m<sup>2</sup>、売買金額 2,068 万円です。

2 件目は土地改良区および土地改良区の計 3 筆の土地で面積が合計 3,845 m<sup>2</sup>、売買金額 1,460 万円です。この所有権移転を行う農地は、先月の総会で買入協議の要請について承認いただいた案件と同一案件であり、農業委員会のあっせんを受け、静岡県農業振興公社と地権者で買入れの協議が成立したものです。なお、今回の所有権移転が認められますと、今後さらに静岡県農業振興公社から認定農業者へ所有権を移転する予定であり、その際は今回と同様に農用地利用集積計画を定めるため、ご審議いただくことになります。

次に農地中間管理事業です。

今回の農地中間管理事業による集積計画案につきましては、3 ページから 4 ページにございますとおりで、貸借契約数としては 6 件、合計 11,928 m<sup>2</sup>になります。集積計画書の表ですが、左側から、整理番号、地区名、貸し手の住所氏名、借り手の住所氏名、経営面積、農業従事者数、契約する土地の地番、現況地目、面積があり、利用権の種類、土地利用の作目、契約年数、契約期間、賃借料が記載しており、一番右の欄は、中間管理での貸借が新規か更新かを示しております。

また、別添の資料 1 として、貸借年数との面積の内訳表、総括表がありますので、そちらも併せてご覧ください。年数、作物、貸借の種類と面積を記載しています。

以上が農地中間管理事業の説明となります。

簡単ではございますが、以上 を持ちまして、農地利用集積計画(案)の説明とさせていただきます。

議 長 次に、ただいまの説明に関し事務局から補足説明をお願いします。

事 務 局 ただいま説明のありました農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。議案第 21 号について発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいでしょうか。

発言も無いようですので、議案第 21 号について、議案のとおり決定しても良い

でしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第 21 号は原案のとおり決定いたしました。次に議案第 22 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第 22 号朗読】**

申請は 6、7 ページに記載のとおり 15 件でございます。

議 長 この議案の中に、出席委員に関する案件がありますので、まず初めに整理番号 40 番を審議します。農業委員会等に関する法律に理事参与の制限が規程されていますので、委員は、一時退席をお願いいたします。(委員退席)

それでは、地区審査会を行いました 1 班から、担当職員の内容説明と班長の審査結果をお願いいたします。

事 務 局 整理番号 40 番駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲受人は、隣地を耕作しており経営規模を拡大するため、譲渡人は要望に応えるということで申請に及びました。説明は以上です。

5 番 ただいま職員から説明がありました 1 件につきましては、1 班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第 22 号の整理番号 40 番について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第 22 号の整理番号 40 番は、原案のとおり決定いたしました。一時退席中の委員には自席にお戻りいただきます。

(委員着席)

それでは、議案第 22 号の整理番号 40 番以外について地区審査会を行いました各班から担当職員の内容説明と班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局

1 班です。整理番 38 番駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲受人は、申請地近くの農地を耕作しており経営規模を拡大するため、譲渡人は要望に応えるということで申請に及びました。

整理番号 39 番駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で使用貸借による権利の設定の申請です。新規就農の申請です。申請事由ですが、酒のジン製造している会社に出荷をするためジンの製造に必要なレモン、ブラックベリー、ジュニパーベリーを栽培したいと考え申請に及びました。市内のレモン農家に指導を受けながら、申請人のほかに、妻、子、従業員 1 名が耕作を行います。

整理番号 41 番駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で贈与による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲渡人は市外に住み耕作ができないため申請地を親類に贈与するものです。

整理番号 42 番駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、申請地は譲受人が所有している農地に挟まれており一体で耕作したいと考え、譲渡人は要望に応えるということで申請に及びました。

整理番号 43 番清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲受人は、自宅の自家消費分の作物を耕作するため、譲渡人は要望に応えるということで申請に及びました。

整理番号 44 番 45 番は関連しますので、まとめて説明させていただきます。どちらも清水区の案件です。現況は普通畑で賃借権設定の申請です。申請者はみかんを栽培している一般法人です。申請事由ですが、譲受人は、経営規模を拡大するため、譲渡人は高齢となり耕作が困難となったため要望に応えるとの事です。

5 番

ただいま職員から説明がありました整理番号 38 番、41 番から 45 番につきましては、1 班としては許可相当と判断しました。整理番号 39 番につきましては、地区審査会で現地調査及び現地での聞取調査を行いましたので報告いたします。まず、耕作する作物は、レモン、ブラックベリー、ジュニパーベリーです。すべてジンの

原材料として使用するために生産が行われ市内にあるジンの製造会社に出荷されることが決まっています。耕作については、市内のレモン農家の指導を受けており、今後も助言を得ながら耕作をしていきます。耕作者は、申請人に加え妻、子、従業員1名の計4人です。従業員の給料は、申請人から支払われます。また、収穫が開始されるまでの営農資金は、十分に確保されているとの事です。以上の事から、整理番号39番についても1班としては、許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

事務局 2班です。整理番号46番、47番は関連いたしますので、まとめて説明させていただきます。

両案件とも、清水区の案件です。現況は普通畑で交換による所有権の移転です。当該農地は、所有者間で交換することで続き地になり耕作しやすくなるため、今回の申請に及びました。

整理番号48番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、新規就農による所有権移転です。

申請事由ですが、譲受人は、『静岡市空き家情報バンク事業』を利用し、県外から移住する計画です。当初は、自家消費分の野菜を栽培しつつ、将来的には自身の経営する民泊施設で提供する食材、レモンを栽培するため申請に及びました。説明は以上です。

3番 以上、職員から説明がありました整理番号46番、47番については、2班としては許可相当と判断しました。

整理番号48番について、現地聞取調査しましたので報告します。本人は、県外に住んでいます。空き家バンクで購入した古民家で作物を栽培したいという方向で考えています。実家が西洋料理店であり、自身も料理人として生計を立てており、静岡市の空き家バンクを知り農業を営みながら、自家消費及び民泊のお客様に料理を作っていきたいとの事です。奥様と2人で労働していくと。自家消費野菜を作りながら、ゆくゆくはレモン等を栽培したいと。すぐそばに古民家経営をしている友人がいるので、一緒に夢を叶えたいということがあり取り組んでいきたいとのことです。あと部農会、町内会、消防団など、是非とも地域を触れ合っていきたい。それから、レモンを植えても収穫まで期間があるため、生活費の心配を伝えたが、

生活費は貯蓄があるため大丈夫との事です。それから民泊では7人くらいまで宿泊できるように考えており、そちらを先行してやっていきたい。今年の9月までに銀行から借入をしてリフォームしたあと、開業したい。と言っておりました。

事務局 3班です。整理番号49番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は隣地を所有しており、自作地と一体で耕作するため、譲渡人は、要望に応えるということで申請に及びました。

整理番号50番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は隣地を耕作しており、規模拡大のため、譲渡人は、要望に応えるということで申請に及びました。

整理番号51番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は隣地を耕作しており、規模拡大のため、譲渡人は、要望に応えるということで申請に及びました。

整理番号52番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は田で、賃借権の設定です。申請事由ですが、今回の申請者は農家創設となりますが、長年染物業を営んでおり2005年より知人と染物の材料である藍を耕作し、今後の事業拡大のため、譲渡人は、要望に応えるということで申請に及びました。営農計画書も提出されており今後拡大も計画されているとの事です。説明は以上です。

10番 以上、4件につきましては、3班として特に問題はないと思われまますので許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

18番 整理番号43番ですが、約1千万で82歳という高齢の女性が新規で買って、ほんとに耕作をやるの。申請地の周りが宅地なので、なんかほんとに農業やるために買うの？というイメージなのですが、新規なので何ともいいようがない。農家創設だと色々書類は出てくるのでしょけれど、ほんとに82歳の方が買って、家も近くに無ければここまで車で行くしか無い。100万円位の一桁違う位の金額なら、まった

く普通だなどと思いますが、900万ですから約1千万円位の金を出して自家消費の作物を栽培したいと。いくらなんでも損すると思えないのですがどうでしょうか。

事務局      こちらの申請についてなんですけれども、自家消費ということで、この方のご自宅は真横にあるような形になります。(地図の説明)自宅に隣接した農地になります。この方、議案書の方に移っていただくと、耕作従事者として、2人となっていますが、申請人の従事日数は30日となっており、メインは息子夫婦が同居しており主に息子が耕作していきます。申請人を高齢の母としているのは土地の名義の問題と思われる。農地法では、同じ家族の従事日数をプラスする事ができますので問題無いと考えます。

18番      わかりました。

議長      ほかにご質問等ありますか。

7番      今回、3条申請のなかで農家創設が3件出てます。国の方は、農業政策と農村政策という形で、多様な農業の人材の確保という形でやるんですけれども、静岡市の農業委員会として積極的に農家創設を認めていく形にシフトされていくのかどうか。あまり審議の方は厳しくやらないで農家創設を広く認めていくのかどうかをお聞きしたい。

事務局      農地法において、下限面積の撤廃の趣旨として、多様な人材の確保や、育成を後押しする施策として国が法律改正を行ったところがございます。あとは国の方から処理基準等の色々な事務を進めていく上での考え方の通知が市町に送付されてくるのですが、新規就農希望者を、いたずらに厳しい運用や排他的な取り扱いをしないように、営農計画書、耕作計画書、誓約書なども提出していただいたなかで、時には現地調査も交えて3条の申請について検討していく形をとっていきたいと考えております。

7番      そうしますと、先ほど委員から43番の意見があったように、今まででしたら認められないケースがあったと思いますが、反対はできないけれども認めて行く形で理

解してよろしいでしょうか。

事務局 はい。43番の案件についても、運営委員会の後に再度、申請代行の行政書士を通して確認しましたが、今回の申請の前から譲受人の親戚であり、かつ自宅の隣の土地という事もあって、申請地を耕作していたという話も伺っております。そういった事情も考慮して今回の申請について認めるに値すると判断しました。

議長 ほかにご質問等ありますか。

12番 48番について、空き家バンクを利用して、空いている農地を利用していくということだと思いますが、どの様な計画でどの様な収入をあてにして行くのか、もう一度説明をお願いしたい。

事務局 この方は、料理人として生計を立てていました。以前外国に数年住んでいて、外国でも独立を考えていたとの事です。しかし、静岡市の空き家バンクを知り、静岡市へ定住し農業を営みながら、当初は野菜を栽培し、収穫も体験できる民泊を開始していきたいと考えるようになったとの事です。生計については、数年間は収穫による収入がなくても、貯蓄した財産で生活をしていく予定との事。

以前から会社勤めでは無く、いつも決まった収入があった訳では無いので、生活費を節約し切り詰めて生活をしていくとも言っておりました。ですから、特にこれと言った収入が無くても自給自足で生活していく予定との事でした。

12番 以前は、営農計画書を提出して貰っていましたが、何年後にいくら等の安定収入が見込めるか等を提出して貰っていたが、下限面積が撤廃されてからは、そういった書類は求めなくなったのでしょうか。

事務局 この方は、空き家バンク制度で当該申請地と少し離れた場所の3,000㎡超の農地も購入しているのですが、その土地は、重機も入らず荒廃しているため非農地証明申請を次回総会で提出する予定です。当初は、その土地も耕作してレモン等を栽培していく予定で動いていたため、新規就農者として営農計画書を作成して頂きました。しかし、今回の申請分としては耕作可能である部分1,600㎡に絞って3条申請

を提出していますが、農業用倉庫や家屋部分等を除くと1,000㎡以下となります。よって、営農計画書は作り直し、自家栽培のみとしたため営農計画書はありません。しかし、申請面積合計では1,000㎡を超えているため、当農業委員会事務局としての表示方法を新規就農という記載に運用上しております。

12番 空き家バンクを利用して移住する方の多くは、年金等の収入をあてにして生活していく形が多いと思いますが、この方は38歳という若さでどうやって生活をしていくか不明。今後生活が立ち行かなくなり失敗に終わり、また、不耕作地になってしまうことが無いかどうか、綿密な調査をした方が良いと思うが、事務局はどう考えるのか。

事務局 レモン等が収穫できるようになるまでは4～5年かかります。それまでは民泊を先に開始する予定です。収穫が無い間は、別に材料は仕入れて民泊事業を展開していきます。

12番 収入が十分に確保でき、生活ができる事を確認をしてから申請を受けるようにしてもらいたい。

事務局 預貯金で生活をしていくとの説明を受けております。残高までは未確認ですが。

議長 これから、農家創設に関して将来的な収入見込みがたってから、総会に上げる様にして欲しい。年金等をあてにして農家創設する場合、途中で投げ出してしまいう事があります。今回の申請地は広いですが、しっかりとした計画を持って事務処理をして欲しいのですが、事務局いかがですか。

事務局 農家創設の際は、営農計画書等をもって今後の計画の確認をさせていただきます。葵区の件で補足なのですが、この申請地1,600㎡なのですが、そのうち農業用施設が大部分を占めておりまして、実際耕作する面積は1,000㎡を下回り自家消費でやっていく計画です。生活費等の収入については、預貯金で賄う計画であり販売していく計画は無いのですが、申請面積については1,000㎡を超えているため新規就農、農家創設という記載となっています。先ほどレモン栽培の件については、今総会で

議案として上がっておりませんが、別に購入している 3,000 m<sup>2</sup>は営農計画としてしっかり完成していないところがあります。現地確認の際にも山林原野化している事が確認できており、一度、山林化の手続きを経た後に、営農されていくようであれば農地にする手続きを経て営農計画を確認していく事を考えております。

2 番 現地を確認してきましたが、どちらかというとな農家民宿が主体という印象を受けました。

さらに、夢としてはレストラン等の経営を考えているのだと。

以前、青パパイヤを栽培するタイ料理屋さんの現地調査をしたのですが、同じようなイメージを受けました。我々が思っている農業という概念から離れてきている。新しいやり方になっていくのかなという印象を受けました。5年後の経過をどの様に事務局に発表していくのか、また調査していくのかという情報をどのように取り扱うのか。総会の場合での発表はあるのか。

事務局 申請後1年後に農地パトロールは実施しますが、農業委員のおっしゃった4年後・5年後の収穫高の調査を実施し、総会にて報告する取り扱いにするかは、事務局内で検討させてください。

2 番 新しい農家創設の考え方なので、規約とか規程でどうなっているのか。

事務局 申請後4、5年経過後の収穫高調査報告の規約・規程は存在しません。

12 番 通常の農家創設は、1年目から5年目までの営農計画の提出が必要なので質問した訳であるが、今回の申請は少し違って、先ほど委員の意見が補足説明にもなり、農業で収益を上げていく訳では無く、民泊施設を収入源とする農家創設であることが良くわかりました。ありがとうございました。

事務局長 各委員から色々な意見を出していただきましたが、下限面積の撤廃された事によって、今後、色々な取引のされ方が新たに現れてくると思います。今、言われた様に、一定の基準をもって示してもらえればというところもあるかと思うのですが、今回の整理番号48番については、たまたま面積が大きかったので、便宜上、

農家創設という文言を使わせて頂いたという状況の中で、説明の中身は、先ほど委員がおっしゃった様な、農家というのでは無く、民泊が主体となって収益を得て行くのだらうなと思います。

今後、これから新たな土地の取引に対応していける様に事務局としても、この基準に基づいてこの様に判断します等の説明ができる様に、今後考えていきたいと思っています。

議 長 委員に質問です。農家創設の駿河区 3,819 m<sup>2</sup>広いですね。ここで色々なものを作ることになると思うのですが、今の現況はどの様になっていますか。

5 番 茶畑です。

議 長 茶畑を抜根して、栽培するとなると、かなり時間がかかるということになりますか。

5 番 抜根は、ユンボでやれば、簡単です。

議 長 整地方法等の説明を受けましたか。大丈夫でしょうか。

5 番 説明は受けました。大丈夫と判断し許可相当と判断しました。

議 長 ほかにご質問等がございましたら。

議 長 よろしいでしょうか。

発言も無いようですので、議案第 22 号の整理番号 40 番以内について原案のとおり決定しても良いでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第 22 号の整理番号 40 番以内について原案のとおり決定いたしました。従いまして、議案 22 号は、全て原案のとおり決定いたしました。

次に議案第 23 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第 23 号朗読】**

申請は9ページに記載のとおり6件でございます。

議 長 この議案の中に、出席委員に関する案件がありますので、まず初めに整理番号25番を審議します。農業委員会等に関する法律に理事参与の制限が規定されていますので委員は、一時退席をお願いいたします。(委員退席)

それでは、地区審査会を行いました3班から、担当職員の内容説明と班長の審査結果をお願いいたします。

事務局 3班です。整理番号25番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。

現況は畑です。賃借権の設定です。申請人は、ぶどう園を営んでいる農家です。

申請事由ですが、申請人がぶどう園来客用駐車場を探していたところ、所有者と話がまとまり、申請に及びました。農地は農用地区域内農地です。転用期間は2か月間の一時転用です。

転用後は、農地へ復元する旨の作付け確約書が提出されています。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われれます。説明は以上です。

10番 以上、整理番号25番につきましては、3班として特に問題はないと思われれますので許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 よろしいですか。

発言も無いようですので、議案第23号整理番号25番について、原案のとおり決定しても良いでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第23号整理番号25番は原案のとおり決定いたしました。

一時退席中の委員には自席にお戻りいただきます。

(委員着席)

それでは、議案第23号の整理番号25番以外について地区審査会を行いました各班から担当職員の内容説明と班長の審査結果の説明をお願いいたします。

事務局

1班です。整理番号20番葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、申請人は、現在住んでいる社宅では手狭となるため父の土地に自己用住宅を建てたいと考え申請に及んだものです。農地区分は第1種農地と判断され不許可の例外、にじみ出しに該当します。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、代替性も検討され転用面積も適当と思われます。

整理番号21番清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で売買による所有権移転の申請です。申請人は、市内で公共事業や個人からの発注を受け水道設備工事業を行っております。申請事由ですが、事業に必要な資材や重機を現在の申請地近くに置いていますが、住宅が近くにあり、騒音による苦情が出ているため、申請地に重機を移転させたいと考え、また業務量の増加により在庫の資材が増加しているため、申請地を追加の資材置き場としたいと考え申請に及びました。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接地への被害防除、排水等については特に問題無いと思われます。代替性も検討され転用面積も適当と思われます。説明は以上です。

5番

ただいま職員から説明のありました2件については、1班として許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局

整理番号22番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、賃貸借権の設定です。

申請事由ですが、賃借人は、土木工事業を営んでいますが、近年の水害により請け負っている工事が増え、それに伴いリース車両も増えたため露天駐車場及び露天資材置場を探しておりました。賃借人は、耕作することが困難なため賃貸借としての活用を希望しておりました。

農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題ないと思われます。

整理番号23番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、

使用貸借権の設定です。

申請事由ですが、清水区の社宅に居住しているが、子供の成長と共に住居が手狭になった為、両親所有の土地を借りて分家住宅を建築するものです。

農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題ないと思われます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。

説明は以上です。

3番 以上、職員から説明がありました2件については、2班として許可相当と判断しました。

ご審議よろしくお願ひします。

事務局 3班です。整理番号24番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。

申請事由ですが、申請者は、市内で建設業を営む法人です。

申請者は、葵区で行われている公共工事の掘削土の処分場を探していたところ所有者の理解が得られたため、今回、一時転用の申請に及んだものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。転用期間は5年間です。処分場の全体面積は、約17,072㎡のうち、農地部分が2,263㎡、残りは山林、原野となります。搬入土量は、約10万㎡です。

周辺は、道路及び所有者の山林で農地はありません。排水は、自然浸透で、事業中は、調整池を2か所設置し対応するとともに、完了時には、U型側溝を整備します。法面部分には、うるし、平坦部分には茶を作付けするとの作付け確約書が提出されています。

1,000㎡を超える盛土となるため、「県盛土等の規制に関する条例」の規定に基づく「盛土等許可申請」が県へ提出されています。

また、地元住民、小中学校等へは説明会を開催し承諾を得ています。説明は以上です。

10番 以上職員から説明のありました、整理番号24番につきましては、地区審査会にて現地調査を行いましたので説明させていただきます。

事業の概要ですけれども、職員から説明がありましたので割愛させていただきます。

盛土にあたっては、地盤の安定を図るため搬入前に地盤改良を行い安全性を確保するとのことです。搬入時間は午前7時から午後5時を予定し交通誘導員の配置等、安全対策を行います。

「県盛土等の規制に関する条例」の規定に基づく「盛土等許可申請」も県へ提出されています。また、地元住民、小中学校へは説明会を開催し承諾を得ています。完了後は、地元の方から、うるしが良いのではとのアドバイスもあり、申請地のうち法面部分になるところは、うるし、平坦部分には茶を作付けするとのことです。委員から、せっかく平地が造成されるので農地として整備したら良いのではとの意見もありましたが開発区域の、多くは山林のため、借地部分は植林により保全するところもあるとのことでした。今後、借地部分の地主とも相談しながら山林、原野部分も農地として復旧することも検討していきたいとのことでした。

以上のことから、整理番号24番については、3班として特に問題もないと思われるため、許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 場所的にはどのようなところでしたか。

10番 全体的に盆地で道路脇に農地があるのですが、ほとんどは山林原野です。山林にあつては、すでに許可済で伐採済みでした。ただ土地の形質変更については、今回の申請あるいは、控除証明の許可前ですので土地については手を付けていない状態でした。

事務局 補足説明させていただきます。場所につきましては、小中学校からV字の谷になっている場所です。周辺に住宅等は全く無く、唯一、養鶏をやっている鳥小屋がありますが、それ以外は全く住民はいない場所です。

1番 譲渡人と譲受人は、同じ会社ですね。残土というのは、どこから出る残土なのでしょう。リニアの関係も騒がれています。例えば重金属等が含まれる残土だとすると、生計を営んでいる周辺の住民に対して心配になります。

事務局 確かに法人については、住所が同じであり、同一構成員の法人です。貸人である法人は、農業適格法人で、法人は、静岡市や静岡県の公共工事を中心とした工事を行う総合建設業の会社です。法人は、農地を取得できる資格を持った農業適格法人であり、主にヤーコンを栽培しております。

それから発生土ですが、公共工事の発生土を想定しているとの事です。もし、発生土に重金属が含まれる事が判明した場合ですが、その場合は、工事現場ヤードからの発生土の移動はできなくなります。移動するためには、産業廃棄物の許可を得ている処分場へ持っていか、あるいは、工事ヤード内に置いておくという方法以外ありません。余談になりますが、先日の伊豆の土石流での発生土については、静岡県がトンパックという袋に発生土を詰めて港から県外へ運びました。ゆえに、そのような事も想定されますが、今の段階では、重金属が含まれるかは不明であります。結果、重金属が含まれる発生土が当該申請地に埋め立てられる事はありません。

13番 法人という農業適格法人が、2,263 m<sup>2</sup>を農地法5条で一時転用する申請ですが、適格法人としての営農計画に支障をきたす事とならないか。

事務局 この法人は、当該申請地以外にも農地を所有しており、当該農地が5年の一時的に転用されても農業収益として、それほど影響は無いということ聞いております。

13番 他にも農地を持っているようですが、具体的には何m<sup>2</sup>の農地を所有していますか。

事務局 今回の申請において、貸人の農地所有面積までの添付資料は無いため、具体的な面積を申し上げる事ができませんので、後日報告するという形でよろしいでしょうか。

13番 適格化法人の経営が成り立たなくなってしまうかどうかというところが確認できないと、なかなか許可可否の判断はつかないと思うのですが。経営状況に影響は出ないとの事です、法人からの充分であるという宣言だけでは、判断ができないと思うのですが。

事務局 今回の申請地は、昨年度新たに取得したばかりの土地であるため、経営状態に影響は少ないと判断できると思います。

13番 言葉尻をとるような事になってしまいますが、去年取得して、今年すぐ残土処分場とは。たとえば、取得した時は、翌年度に最適化推進委員が調査に行くとか。その辺との整合性はどうか。

事務局 永久転用では無い一時転用での申請です。一時転用中の5年間は作付けができませんが、その間農作物による収入が減った中でも、適格法人を貸し人である法人が充分機能させて営業ができていくという事と思いますので、問題は無いと判断します。以上です。

議長 事務局これは、公共事業に関するものですか。

事務局 基本的には、静岡市の公共事業からの発生土であるときいております。当該地区で残土処理場がなかなか見つけられないという実情もあるなかで、今回の申請が上がってきているわけです。

そういう意味で言うと、ある程度やむを得ない部分があるのかなと思われま

議長 よろしいでしょうか。

2番 整理番号24番の関連で、静岡県の盛土条例がの技術基準はもちろん県の方で見るという事になると思うのですが、県の盛土条例の範疇にまで及ばない盛土について、静岡市が農地内の技術基準については、誰が判定するのか。農業委員会が技術基準をみるのか。市役所の他部署で技術基準を見るのか。その辺をお聞きしたい。

事務局 盛土を公共工事で行う場合は許可不要等があるので、それに該当するものは審査不要となると思います。1,000㎡及び1,000㎡未満の畑地造成については、技術的に判断する必要は無いと考えます。

2番 自分が理解していないところがあるのですが、一時転用許可後に許可の範囲を超

え不法に盛土が行われた時には、誰が規制していくのかお聞きしたい。

事務局長 農地に違法に盛土が行われた場合、干渉していくべきセクションは、基本的には農地法に基づき農業委員会が指導していくこととなります。

2番 その場合、我々農業委員が関与しないで、市の公権力だけで行うという理解でよろしいですか。

事務局長 基本的には、農業委員会として声を上げていくことになると思います。実際的な手続きは、事務局の方で行うと思いますが。ここは違法な状態であるかどうかの判断をするのは、農業委員会である。

事務局次長 なかなか難しいところになるのですが、現在は農地法にかかる許可申請を各班に分かれて現地調査等行って頂いているところでもあります。適正に利用されていない農地等があれば、適正化推進委員や農業委員の方を含めて現地調査して頂いてご指導いただいている。その結果盛土を撤去する等の事態となれば、事務的な話になりますので技術面等を市の専門部署等に相談しながら行政側で行う事になると思います。行政指導であれば市職員で行なう事ができますが、文書による指導、措置命令、勧告ということになりますと、農業委員会を通して意思決定をして頂いた後に文書を出して行く事になると思います。そういった事態になった場合には、改めてご相談させていただく形になると思いますのでよろしくお願いします。

2番 月に1回の総会の中に盛り込むのか。時間的にどうでしょう。

事務局次長 災害が起こる可能性が高い等、早急な措置が必要なものは臨時会を開かせていただく事もあろうかと思えます。また、例えば静岡県と合わせて行政代執行等を行う場合等は、農地は農地法により農業委員会としての指導という形になりますので、やはり、臨時会を開かせていただく事も考えられると思えますので、よろしく願います。

10番 現地調査の班長をしている私が言うのもいかなものかなと思えますが。2番の委

員の質問については、この整理番号 24 番の事では無く、一般論としてのものと理解していますが、農業委員会が農地法に基づいて判断する。そこで技術的な判断との事ですが、例えば盛土がそうですが、農地法で盛土自体が安全かどうかの技術的な判断はできるのでしょうか。

総会に出席している農業委員では、盛土に対する技術的判断は難しいと思われるため、市のなかで、行政の他部署と連携をとって、技術的判断を得たうえで対応していく様にされた方が良いと思いますが、いかがでしょうか。

事務局長 先ほど、農業委員会に委ねるという言葉がありましたけれども、決して、みなさんに委ねて決めてくださいという事ではありません。そこは安心してください。早急な対応が必要な盛土かどうかは、まずは見た目から入る事となります。雨が降って崩れ始めている等の農地が見つけれられた時には、事務局の方にご報告いただいて、こちらの事務局の方で危険度を判断したうえで農業委員のみなさんにご審議頂くという事になりますので、決して丸投げする訳ではありませんのでご安心ください。一緒に考えて頂けたらと考えております。

事務局次長 補足ですが、我々は事務職であり盛土の危険度判定はすぐにはできないのが実情です。市行政の土木部門や治山部門等の専門分野担当がおりますので、そちらと連携を取り危険度を判断し、最終的に農業委員会の皆様にご意見を頂き判断していく事になると思いますのでよろしく申し上げます。

18 番 整理番号 24 番の現場調査に行きましたが、公共工事の事情に伴う農地転用であると聞いております。ゆえに許可申請の説明時、先に公共工事の内情説明をした方が実情に沿う説明ができると考えます。

議長 ただいま整理番号 24 番案件について様々な意見を頂きましたが、みなさんよろしいでしょうか。

13 番 農地所有適格法人ですが、解除条件付きの契約となっていると思うのですが、農地を農地として使用していない状況の場合は、借りているところを返却すべきという指導をすべきと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局 法人ですが、解除条件付きではなく、過去事例では所有している農地で売り上げも毎年報告を頂く事となっております。

13番 解除条件付きではないのですね。

事務局 解除条件付きではありません。農地所有適格法人として所有している土地です。

6番 当該申請地にトラック等の往来があると思いますが、近くには小中学校がありますが、そのあたりの地元の了解は得られていますか。

事務局 地元住民に確認しましたが、確認前面道路は、通学路にあたりますが生徒が徒歩で通学する事は無く、生徒全員が車での送迎で通っているとの事でした。また、残土の搬入には交通誘導員をつけて安全確保を図る事で小中学校の校長及び教頭には了承を得ているとの事です。

議長 他にご質問等はございますか。

12番 整理番号24番の業者ですが、農地取得して一年で残土置き場に転用するような事態となっておりますが、このような業者の事業内容等経過を報告頂きたいと思うのですが。

事務局 承知いたしました。当該業者について次回総会時に報告します。

議長 それでは、発言も無いようですので、議案第23号整理番号25番以外について、原案どおり決定しても良いでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第23号の整理番号25番以外は、原案のとおり決定いたしました。従いまして議案第23号については、全て原案どおり決定いたしました。次に議案第24号を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第 24 号朗読】**

申請は 11 ページ 12 ページに記載のとおり 13 件でございます。内容につきましては、担当職員よりご説明いたします。

事務局 1 班です。整理番号 17 番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。

現況は、山林です。こちらの案件ですが、昭和 55 年 7 月 6 日の相続から、耕作されない状態が続き現在に至り、証明基準「5」の「耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地」に該当します。令和 5 年 7 月 3 日に、地区担当農業委員の立会いのもと航空写真等を、確認していただきました。

整理番号 18 番から 22 番は関連しますのでまとめて説明させていただきます。すべて駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は、山林です。こちらの案件ですが、昭和 40 年より、耕作されない状態が続き現在に至り、証明基準「5」の耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地に該当します。申請地一体で霊園の開発計画があるため、今回該当農地がまとめて申請となっています。令和 5 年 6 月 28 日に、地区担当農業委員立会いのもと航空写真等を、確認していただきました。説明は以上です。

5 番 ただいま、職員から説明がありました 6 件につきましては、1 班として承認することと、判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 2 班です。それでは、説明させていただきます。

整理番号 23 番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。

現況は、宅地です。

こちらの案件ですが、現在の地権者が平成 17 年 5 月 12 日の競売により購入した土地に建物の一部が存在していたものです。証明基準「2」建築物等が設置されている土地に該当します。令和 5 年 7 月 5 日に、地区担当農業委員立会いのもと現地確認していただきました。

整理番号 24 番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。

現況は、宅地です。

こちらの案件ですが、土地を貸していた親族が、昭和 57 年 10 月 10 日に倉庫を建築、及び進入路として使用し現在に至ります。証明基準「2」建築物等が設置されている土地及び「3」道路敷として利用されている土地に該当します。令和 5 年 6 月 30 日に、地区担当農業委員立会いのもと現地確認していただきました。

整理番号 25 番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。

現況は、宅地です。

こちらの案件ですが、昭和 57 年 2 月 25 日に亡前澤茂作が作業所・居宅を建築し、平成 7 年に作業所を増築、平成 10 年に 2 階居宅部分を増築し現在に至ります。証明基準「2」「建築物等が設置されている土地」に該当します。令和 5 年 6 月 30 日に、地区担当農業委員立会いのもと現地確認していただきました。

3 番 以上、職員から説明がありました 3 件については、2 班としては承認することと判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

事務局 整理番号 26 番、葵区の案件です。内容は、記載のとおりです。

現況は、森林です。

申請地は昭和 43 年ころから、耕作されない状態が続き、現在に至ります。

証明基準「5」の耕作がされない状態が続いたことにより森林原野化し農地への復元が不可能な土地に該当します。令和 5 年 6 月 30 日に、地区担当農業委員立会いのもと、航空写真等を確認していただきました。

整理番号 27 番、葵区の案件です。内容は、記載のとおりです。

現況は、宅地です。

申請地は昭和 5 年に亡祖母が居宅を建築し、現在に至ります。

証明基準「2」の建築物が設置されている土地に該当します。令和 5 年 6 月 30 日に、地区担当農業委員の立会いのもと、現地、航空写真等を確認していただきました。

整理番号 28 番、葵区の案件です。内容は、記載のとおりです。

現況は、森林です。

申請地は平成 16 年 ころから、耕作されない状態が続き、現在に至ります。

証明基準「5」の耕作がされない状態が続いたことにより森林原野化し農地への復元が不可能な土地に該当します。令和 5 年 6 月 30 日に、地区担当農業委員立会いのもと、現地、航空写真等を確認していただきました。

整理番号 29 番、葵区の案件です。内容は、記載のとおりです。

現況は、森林です。

申請地は平成 25 年 ころから、耕作されない状態が続き、現在に至ります。

証明基準「5」の耕作がされない状態が続いたことにより森林原野化し農地への復元が不可能な土地に該当します。令和 5 年 6 月 30 日に、地区担当農業委員立会いのもと、航空写真等を確認していただきました。

10 番 以上職員から説明のありました、4 件につきましては、3 班としては、承認することと判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ただいまの議案第 24 号について発言のある方は、挙手をお願いします。

議 長 よろしいでしょうか。発言も無いようですので、議案第 24 号について議案のとおり承認しても良いでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第 24 号については、原案のとおり承認いたしました。  
次に議案第 25 号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第 25 号朗読】**

申し出は、14 ページに記載のとおり 4 件でございます。

内容につきましては、担当職員よりご説明いたします。

事務局 それでは、説明いたします。

整理番号 12 番です。

こちらの生産緑地は、平成 20 年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約 150

日農業に従事していました。7月3日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。

整理番号13番です。

こちらの生産緑地は、平成18年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約100日農業に従事していました。7月3日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。

整理番号14番です。

こちらの生産緑地は、平成17年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約150日農業に従事していました。6月27日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。

議長 ただいまの議案第25号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいでしょうか。発言も無いようですので、議案第25号について議案のとおり承認しても良いでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第25号については、原案のとおり承認いたしました。

次に議案第26号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第26号朗読】**

要望案は16ページから19ページに記載のとおりでございます。

内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 それでは、事務局よりご説明します。

令和6年度 県農業施策に関する要望事項についてですが、県農業会議への提出期限が8月4日となっていますことから、今回の第4回総会にて、要望内容を審議・決定のうえ、県農業会議へ提出したいと考えております。

要望内容につきましては、6月16日の第3回総会終了後に開催しました地域別農業対策協議会での検討結果を踏まえまして、その後の6月28日に行われた第2回農政対策会議において具体的な要望内容を協議し、取りまとめましたのでご説明しま

す。

要望内容の案につきましては4件ありまして、詳細は議案書の16ページから19ページをご覧ください。

まず、1件目としまして16ページ、自然災害における農業経営復旧支援についてとしました。

これは、近年、毎年度のように台風や突風等による自然災害が頻発している中、国では大規模な災害について、災害復旧事業の指定や各交付金事業の災害復旧メニューの適用による支援を行っていますが、全国的に災害が局所的である場合や被害状況の程度などにより、支援対象とならないケースがあることから、農業者が今後も安心して農業経営を継続できるよう、国支援事業が対象とならないような復旧支援については、市町とも連携して、県独自の復旧支援策を創設するよう要望するものです。

次に2件目としまして17ページ、「農業生産資材価格高騰に対する支援について」としました。

これにつきましては、現在、不安定な世界情勢、円安などの影響により農業生産資材価格が高騰している状況の中、国や県、市において様々な支援をいただいているところですが、県、市については一時的な支援策となっていることから、このような物価高騰の状況が続く場合には、農業者が安心して農業経営できるよう継続的な支援をお願いするとともに、輸入資材に頼らないような国産未利用資材を活用した生産技術の確立や普及、生産コストが上昇した場合には他産業と同様に、見合った販売価格に転嫁できるような仕組みや消費者への醸成を国に働きかけるよう要望するものです。

続きまして3件目としまして18ページ、茶業対策の一環として「茶業経営の安定に向けた有機JAS認証の取得・継続の支援について」としました。これは、地球環境に配慮しながら農業の生産力向上と持続可能な食料システムを構築するために国が掲げた「みどりの食料システム戦略」や、これを背景とした県の「有機農業推進計画」において、今後の有機農業の取組面積を拡大していくこと目標としており、本市でも比較的有機農業の取組が多く行われている‘茶’について、今後の茶業経営の安定に向けた有機農業の推進が検討されていることから、国が支援対象としている輸出を前提とした有機JAS認証取得以外の認証について、県独自の支援策を創設するよう要望するものです。

最後に4件目としまして19ページ、「有害鳥獣対策の推進について」として、具体的には、近年増加傾向にある‘カモシカ’の農作物被害に対する内容になります。

近年では、カモシカの生息地域が人家近くまで拡大し、広範囲で農業被害が発生しているにもかかわらず、特別天然記念物に指定されているため、捕獲の条件が厳しい中で、被害対応に苦慮している状況にあります。JAからも同様の要請が寄せられていることもありまして、最新の生息実態を踏まえたうえで捕獲・駆除に対する考え方を整理したうえで、弾力的な運用を検討実施していただくとともに、市町を超えた広範囲の有害鳥獣対策についても、より効果的に実施する観点から県独自の支援策を講じるよう要望するものです。

以上、今回の総会に上程させていただく4件の要望内容についてご説明させていただきました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの議案第26号について発言のある方は、挙手をお願いします。

議長 よろしいでしょうか。発言も無いようですので、議案第26号について議案のとおり承認しても良いでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第26号については、原案のとおり承認いたしました。

議長 ここからは報告事項に入ります。報告第15号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

#### 【報告第15号朗読】

事務局次長 通知は21ページ、22ページの9件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め、書類は完備しておりましたので、受理いたしました。内容につきましては、担当職員より説明いたします。

事務局 それでは、合意解約について説明させていただきます。

整理番号44番と45番は同一の案件です。

他の耕作者へ集積・集約するため、合意解約しました。

整理番号 46 番と 47 番は同一の案件です。

お茶の価格が暴落したことと、耕作者が高齢になったため、合意解約しました。

整理番号 48 番と 49 番は同一の案件です。

病害虫の発生により収穫量が半減したため、合意解約しました。

整理番号 50 番から 52 番については、賃借人が貸農園事業を譲渡するため、合意解約しました。

以上でございます。

議 長 ただいまの報告第 15 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言もないようですので、報告第 15 号を終わります。

議 長 次に、報告第 16 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

#### 【報告第 16 号朗読】

事務局次長 届出は、24 ページから 29 ページの 62 件がございました。その内訳は、4 条の転用が 10 件、5 条の転用が 52 件で、5 条の転用の内訳としましては、所有権移転が 50 件、賃借権設定が 1 件、使用貸借による権利の設定が 1 件でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 ただいまの報告第 16 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言もないようですので、報告第 16 号を終わります。  
次に、報告第 17 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

#### 【報告第 17 号朗読】

事務局次長 届出は 31 ページ、32 ページ の 23 件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。以上です。

議 長 ただいまの報告第 17 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言もないようですので、報告第 17 号を終わります。  
次に、報告第 18 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

**【報告第 18 号朗読】**

事務局次長 届出は 34 ページの 1 件がございました。内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。以上です。

議 長 ただいまの報告第 18 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言もないようですので、報告第 18 号を終わります。  
次に、報告第 19 号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

**【報告第 19 号朗読】**

事務局次長 申出は 36 ページの 2 件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、交付いたしました。

なお、詳細につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明いたします。

こちらは、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく納税の猶予を受けるために、相続人が引き続き農業経営を行うものであることを証明するものです。整理番号 1 は、6 月 12 日最適化推進委員と、整理番号 2 は、6 月 27 日最適化推進委員と現地確認を行いました。以上 2 件当該農地は全て耕作がされており、相続人は今後も引き続き農業経営を行うと認められるものであったため適格者証明を交付しました。説明は以上です。

議 長 ただいまの報告第 19 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 よろしいですか。発言もないようですので、報告第 19 号を終わります。

議 長 以上をもちまして、第 4 回 静岡市農業委員会 総会を閉会いたします。